

医療機関コード変更 手続きガイド

2026/2/5 株式会社オプテック

内容

1. 本資料概要	2
2. 医療機関コード変更 作業確認リスト.....	2
① 新医療機関コード 判明前	2
② 新医療機関コード 判明後	3
③ 新医療機関コード 変更に伴う注意事項.....	4
3. 紙の処方箋 医療機関コード欄を空欄にする方法	6
設定方法.....	6

1. 本資料概要

法人化や移転などで、医療機関コードが変更になった場合、

- 施設基準
 - オンライン請求
 - オンライン資格確認 等において、各種手続きが必要になります。
- 必要事項についてまとめておりますので、ご参照ください。

2. 医療機関コード変更 作業確認リスト

① 新医療機関コード 判明前

- オプテックに連絡する
 - 医療機関コードが変更になる件について、サポートダイヤルに連絡する
 - 領収書に記載される医院情報の変更は、この時点で可能です。
ご希望があればオペレーターにお伝えください。
- 支払基金／国保連に「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を提出する
 - 本手続き方法の詳細は、各審査機関にお尋ねください。
 - 「医療機関名称」の変更も伴う場合、変更後の名称が 20 文字を超過していると各審査機関に「名称の省略」についてご相談いただく必要があります
(20 文字以上の名称でも、請求自体は可能ですが、審査機関より請求の都度、規定文字数を超過していることへのアナウンスが出るようです)。

② 新医療機関コード 判明後

□ オプテックに連絡する

- 新医療機関コードをレセプトデータに反映させるためには、弊社社内での手続きが必要です。
コード判明後は速やかに弊社サポートダイヤルへご連絡ください。

□ 【Step1】 医療機関等総合ポータルサイトにて、 「承継手続き」(+「電子証明書の発行申請」)を行う

【Step2】 弊社マイページから

- 「電子証明書（再設定サービス）（¥44000／税込）」を申込む
（【Step2】の費用は、保守プラン「GOLD」「GOLD+」にご加入中の場合、無償となります）

- 医療機関コードが変更になる場合、オンライン資格確認の継続利用には上記の手続きが必要になります。
- 「電子証明書の発行申請」については、医療機関コード変更申請の段階で、発行申請が完了している場合、別途行う必要はありません。
- 新医療機関コードの電子証明書の手配が完了していない場合、
「医療機関コード変更初月診療分」はオンライン請求ができません。
(詳細は、「3.新医療機関コード 変更に伴う注意事項」
➤ 「新医療機関コード移行後のレセプト請求について」を参照してください)
- 医療機関等総合ポータルサイトでの諸手続きの不明点は、先方問い合わせ窓口までご相談ください。
- 弊社マイページは、未開設の場合マイページの作成手続きが必要になります
(手続き完了から開設までに3営業日ほどお時間を頂きます)
(マイページ作成は無料です。詳細は、弊社HPをご確認ください)
- 「電子証明書（再設定サービス）」は、原則有償による訪問対応となります。
お申込み後、担当部署から随時、日程調整のご連絡をさせていただきます。
本サービスの詳細は、弊社HPをご確認ください。

③ 新医療機関コード 変更に伴う注意事項

□ 施設基準の届け出について

- 医療機関コードの変更に伴い、施設基準の届け出はすべて出し直す必要があります。
- 算定している施設基準の種類に変更がなければ、この件について特にレセコンの設定変更は必要ありません。
- 施設基準の見直しに伴い、今後対象外になる施設基準がある場合は、弊社サポートダイヤルまでご相談ください。

□ 新医療機関コード移行後のレセプト請求について

- **※操作手順の詳細は、別冊「旧医療機関コード分のレセプト請求・返戻レセプト等の取り扱いについて」を参照してください**
- 新医療機関コードでの電子証明書が発行されるまで、申請してから1週間ほど時間がかかるため、**コード変更後初月はオンライン請求が利用できない可能性が高いです。**
- オンライン請求が利用できない場合、臨時のCD請求での対応となります。その場合事前に審査機関の承認が必要になります。
- CD請求では、「返戻登録」で取り込んだオンライン請求用返戻データを使用して、返戻処理を行うことはできません。**CD請求を行う場合、「返戻患者リスト」の選択チェックは入れないようにしてください。**
- 審査機関への確認は、予め医院様でご対応をお願いいたします。
- **CD請求の操作方法が不明な場合は、マニュアルをご参照ください。**

□ 紙の処方箋の発行について

- 新医療機関コードでの電子証明書設定が完了するまで、**紙の処方箋には医療機関コードが印刷されない仕様に設定を変更する必要があります**
(設定方法は、後述の資料をご確認ください)
- **新医療機関コードが判明するまでは、**処方箋の備考欄に「現在遡及指定申請中のため医療機関コード未記入」など、状況がわかるように記載してください。
- **新医療機関コード判明後は、**空欄の医療機関コード欄に手書きで新しい医療機関コードを記載してください。

□ 電子処方箋について

- 新医療機関コードでの電子証明書設定が完了するまで、
電子処方箋のデータ上では旧医療機関コードが掲載し続けられる仕様となります。

電子処方箋においては「医療機関等向け総合ポータルサイトから申請した承継申請処理が完了するまでの間は、遡及指定申請前の医療機関コードを記録すること。」

その場合「備考欄に、「現在遡及指定申請中のため遡及指定申請前の医療機関コードを記入」等が分かるよう記載すること。」

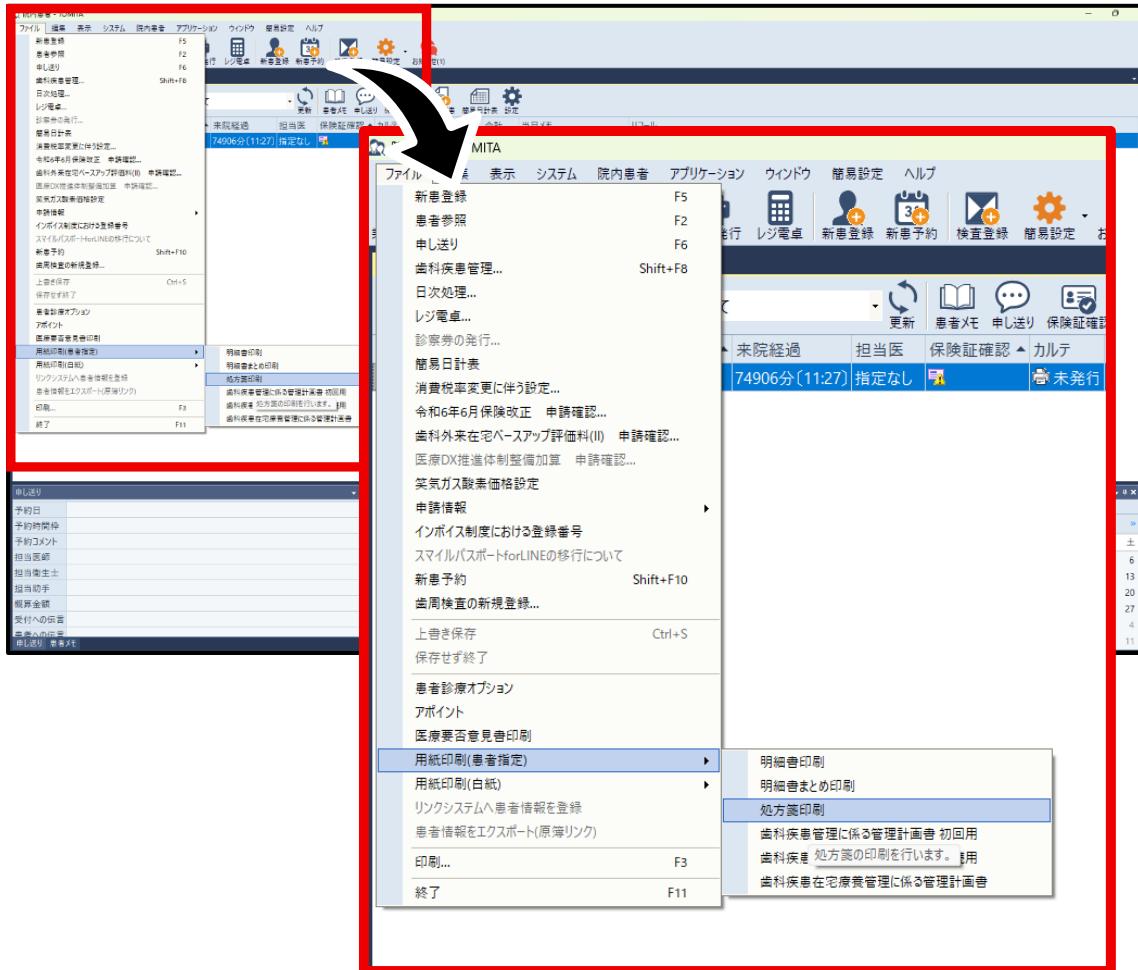
(引用元：事務連絡 令和7年8月5日「「電子処方箋管理サービスの運用について」の補足について」)

上記のように定められておりますので、期間中の電子処方箋発行の際はご留意ください。

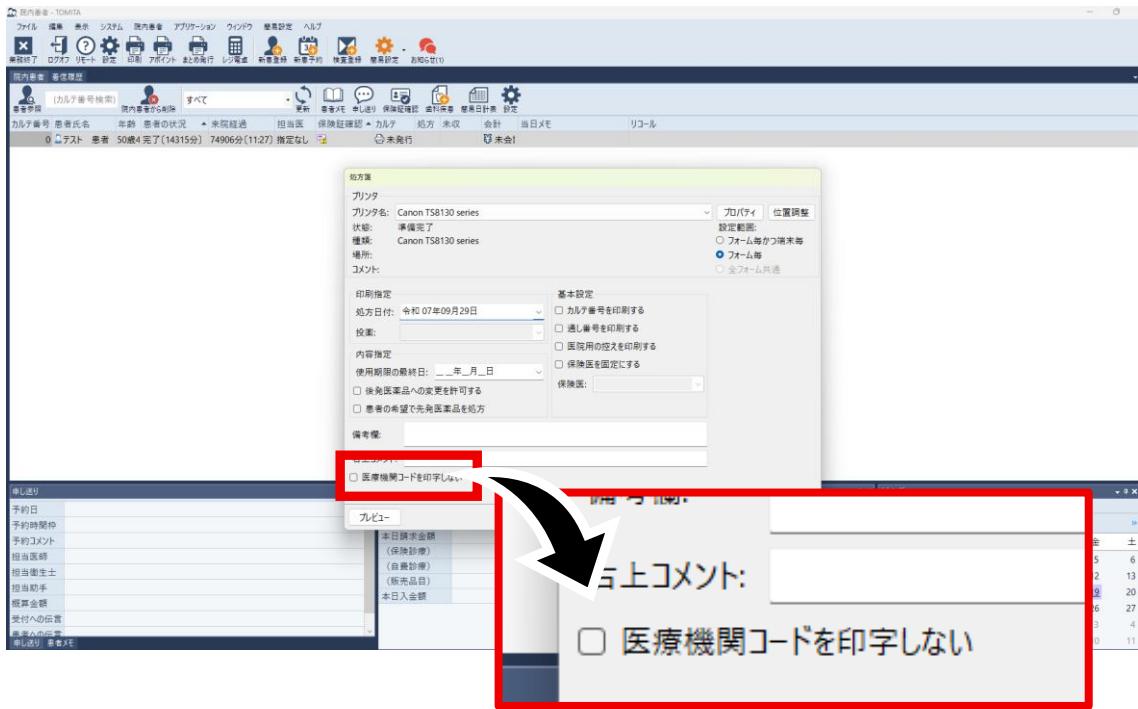
(電子処方箋の備考欄は、発行時の「処方箋の登録」画面で編集可能です)

3. 紙の処方箋 医療機関コード欄を空欄にする方法

設定方法



- ① [院内患者]>（どなたかの患者様を選択した状態で）[ファイル]をクリック
- ② [用紙印刷（患者指定）]>[処方箋印刷]をクリック



- ③ [医療機関コードを印字しない]にチェックを入れて、[印刷]
- ④ 印刷された処方箋の医療機関コード欄が空欄になっていたら設定完了

- ① オンライン資格確認が新しい医療機関コードで運用できるようになるまでは、上記の設定で紙の処方箋を発行する必要があります。
- ② オンライン資格確認の訪問設定時に、上記の設定は作業員が解除いたします。
- ③ 解除後は、新しい医療機関コードでの紙の処方箋発行が可能になります。
- ④ 上記の設定は、電子処方箋の医療機関コード設定には関係ありません。
(電子処方箋は、オンライン資格確認の設定が完了するまで、前の医療機関コードでの発行になります)

